

新婚生活を 応援します

政策企画課 政策推進班 ☎ 30-0205



詳しくは市ホームページをご覧ください。

1

結婚新生活支援事業

新婚世帯への住宅支援 上限 30 万円
(夫婦共に 29 歳以下の場合 60 万円)

■対象世帯 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに婚姻した夫婦のうち、次のすべてに該当する世帯

- ・夫婦共に市内に居住し、住民登録をしている
- ・婚姻時点で、夫婦共に 39 歳以下である

・世帯の合計所得が 500 万円未満 などその他要件あり

■対象経費

- ・住宅費(住宅の購入費または建築費、賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む) など)
- ・リフォーム費用
※倉庫、車庫などの外構工事や家電購入費などは除く
- ・引越費用(引越業者など業者へ支払った費用)

■補助額 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日に支払った対象経費の合計額

2

Aiskip ～あきた結婚応援パスポート～

パスポートを協賛店に提示すると、割引などのお得な優待サービスが受けられます。

■対象者

新婚の夫婦または、これから結婚するカップル

■交付方法

新婚夫婦 → 市民課・各支所窓口(婚姻届提出窓口)
これから結婚するカップル → 政策企画課窓口

経営・店舗運営の皆さんへ

協賛店舗募集中!

Aiskip 事業にご協賛いただける店舗を募集しています。ご協力いただける場合は、政策企画課までご連絡ください。

3

出会い創出事業補助金

出会いイベント開催費用を助成 上限 10 万円
(結婚サポーターは上限 20 万円)

■対象者

市内の団体または結婚サポーターに登録した個人

■対象事業

20 歳以上の独身男女が出会うイベント開催費用(参加者のうち独身者が 10 人以上など要件有)
※会場費、講師・司会者費用、消耗品費などを補助します。

あきた結婚支援センター入会登録料助成

入会登録料 (1 万円) を全額助成

入会登録料 (1 万円) を全額市が負担するため、自己負担はありません。

※更新時の登録料も全額助成します。

■結婚支援センターでの支援

会員登録制によるマッチング(お見合い)、
出会いイベントの情報提供 など

■入会方法

北センター(大館市)窓口、またはオンライン申請

4

奨学金の返還や入居時初期費用などを助成します

鹿角市奨学金返還助成金

5 年間で最大 100 万円!

秋田県奨学金返還助成金の「一般分」を受けている人に対し、市がさらに助成します。

■対象者

次のすべてに該当する人

- 秋田県奨学金返還助成金の「一般分」の交付決定を受けている
- 本市に住所を有する
- 市税などの滞納がない

■助成内容

秋田県奨学金返還助成金の「一般分」を受けている人

▶助成額 年間返済額の 1/3
(上限 6 万 7 千円)

※県の助成制度と合わせた上限額は年 20 万円。

▶助成期間 県の助成期間と同様
(最大 3 年間)

県の助成期間終了後に追加で助成

秋田県奨学金返還助成金の「一般分」「未来創造分」を受けていた人

▶助成額 年間返済額の 10/10
(上限は年 20 万円)

▶助成期間 最大 2 年間

※本助成は、令和 4 年度以降に県の助成を受けた人が対象。

■提出期限

令和 7 年 2 月 28 日☎

鹿角市ふるさとライフ 家賃等支援補助金

秋田県外から本市へ移住してきた若者世代を応援するため、民間賃貸住宅の入居時初期費用のほか、家賃を補助します。

■対象者

次のすべてに該当する人

- 秋田県外からの転入者である
 - 転入してから 6 カ月以内である
 - 3 年以上市内に居住する意思がある
- ※転勤などによる転入者や、任期の定めのない職員の給料表が適用される公務員は対象外。

■対象世帯

- ①子育て世帯
→ 18 歳以下の子どもを扶養している世帯
- ②若者夫婦世帯
→ 夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯
- ③若者単身世帯
→ 40 歳未満かつ市内就労している世帯

■補助対象経費・期間

- ①入居時初期費用(初回のみ上限 3 万円)
 - ②家賃 子育て世帯
→ 月額上限 2 万 5 千円
若者夫婦世帯/若者単身世帯
→ 月額上限 2 万円(最長 24 カ月)
- ※補助率は①、②いずれも住宅手当などを除いた金額の 1/2

■申請期限

転入日から 6 カ月以内

申請書は市ホームページからダウンロードできます。そのほか、詳しくはお問い合わせください。☎政策企画課 鹿角ライフ促進班 ☎ 30-0208

市ホームページ
はこちら→

